

山梨県

身延町

【移住希望者向け】
移住体験ツアー—
西嶋和紙・あけぼの大豆に
ふれる旅！

令和7年10月25日(土)

13:00~15:30 (集合13:00)

※申込締切 令和7年10月16日まで

★1日の流れ★



集 合

13:00



伝統工芸西嶋和紙
の手漉き体験！

13:10



あけぼの大豆の枝豆
の収穫体験！

14:00



解 散

15:30

ツアーについて

集合場所:道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク(身延町西嶋345)

対 象:身延町へ移住を考えている方

定 員:15人(最少催行人数:4人)

参 加 費:大人 3,000円

:小人(中学生未満)2,000円 (未就学児無料)

服 装:動きやすく汚れてもよい服、長靴、カッパ

※荒天の場合中止

【問い合わせ先・申込】

(公社)やまなし観光推進機構

TEL 055-231-2230 営業時間 8:30~17:15(平日のみ)

詳しくは
こちら



身延町マメ知識ノート(豆だけに)

西嶋和紙とは

身延町西嶋の伝統である手漉き和紙は、戦国時代に望月清兵衛(せいべえ)という武士が和紙の製法を学び、その技術をふるさとの西嶋に持ち帰ったことがはじまり。



その和紙の特徴は、みつまたという植物を主原料に使った光沢のあるつややかな紙で、これを武田信玄公に献上したところ、とても喜び、清兵衛は紙の役人に任命されたのだそうです。



そこから、西嶋を中心に和紙づくりが盛んになり今でも歴史と技術が引き継がれています。



ありがとう
ございます!

望月清兵衛殿

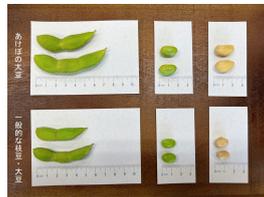


素晴らしい
和紙だ!!

武田信玄公

あけぼの大豆とは

身延町のブランド大豆で、標高300~700mの昼夜の寒暖差が大きく、霧が多く発生する身延町曙地区で採取した種子を使用して町内で栽培されています。限られた気象条件や手作業での生産のため大量生産ができず、その希少性の高さから「**幻の大豆**」と呼ばれています。



特徴

- ・粒が大きくて食べ応え抜群!
- ・通常の大豆より甘みが強い!
- ・枝豆は秋、大豆は冬に収穫する!



栽培には地元住民はもちろん先輩移住者の方々も多く携わっています。今回のツアーでは、先輩移住者の畑で収穫体験を行い、移住に関する話も伺えます!

移住して7年あっという間に過ぎました。景色も環境も人柄もいい身延町でお待ちしています!



先輩移住者 浅野さん

ご旅行条件(要約)

お申し込みの際には、必ず旅行条件説明書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行取引条件説明書(要約)

この旅行は(公社)やまなし観光推進機構(山梨県甲府市丸の内1-8-11 OBIビル3階 山梨県知事登録旅行業第2-268号。以下「当機構」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件説明書(全文)、契約書面、出発前にお渡しする確定日程表と称する確定書面によりします。

●お申し込み

(1) お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(二つが揃った時点で正式なお申込みとなります。)*申込金は、「旅行代金」「取消料」「運送料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当機構が予約の承諾した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

(3) a.旅行開始日に65歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当機構は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当機構が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

●旅行代金

(4) 旅行開始日に満6才以上12才未満の方はこども代金を適用します。但し、満3才以上6才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事、寝具等必要な場合はこども代金を適用します。

●旅行契約内容・代金の変更

(5) 当機構は天災地変、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

●取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

(6) お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することが出来ます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

●取消料がかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

(7) ①旅行契約の内容の10項に例示されているような重要な変更が行われたとき。②旅行代金が増額されたとき。③当機構が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。④当機構の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程と異なる実施が不可能となったとき。

●当機構による旅行契約の解除

(8) 次の場合当機構は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。・申し込み条件の不適合。・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

●特別補償

(9) 当機構はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、補償金及び入院見舞金を支払います。

●個人情報の取り扱いについて

(10) 当機構は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

(11) 当機構は、当機構が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡に必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当機構は、営業案内、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品発送のためにこれを利用させていただくことがあります。

●募集型企画旅行契約約款について

(12) この条件に定めのない事項は当機構旅行業約款によります。当機構旅行業約款をご希望の方は、当機構にご請求ください。

国内旅行傷害保険加入のおすすめ

より安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で国内旅行傷害保険をかけることをおすすめいたします。

旅行企画・実施

富士の国やまなし旅センター

登録番号 山梨県知事登録旅行業第2-268号

住所 〒400-0031 甲府市丸の内1-8-11 OBIビル3階

電話番号 055-231-2230

F A X 055-221-3040

E-mail y-tabii@yamakan-sk.jp

総合旅行業務取扱管理者 清水 正則 担当 秦 誠一



お客様の旅行を取扱う営業所での説明にご不明点がございましたら
ご連絡なく上記総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。